春監公表第２３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定に基づき令和８年７月実施分の支出命令等監査の結果（令和８年８月１９日付け春監公表第２２号）に関し措置を講じた旨の通知があったため、同項並びに春日市監査基準（令和２年３月監査委員告示第２号）第２４条第２項及び同条第４項において準用する第２３条第３項の規定により当該措置の内容を公表する。

令和８年９月１５日

春日市監査委員　松　尾　英　二

同　　原　　克　巳

財務監査（支出命令等監査）に関する措置状況報告（令和８年７月実施分）

１　学校教育課（春日原小学校）

監査の結果	措置の内容
小学校指導者用デジタル教科書に係る使用料（273,460 円）について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）の規定により、次のとおり支払遅延が生じており、遅延利息が発生しています。 当該使用料の支払時期については、契約の締結の際に書面により明らかにしていないため、相手方が支払請求をした日から 15 日以内の日と定めたものとみなされます。 支払時期とその起算日については、契約の締結の際に支払時期を書面により明らかにする場合と明らかにしない場合で異なりますので、注意してください。 ア　支払請求日 令和８年５月 11 日 イ　支出命令日 令和８年５月 21 日 ウ　支払時期 令和８年５月 25 日 エ　支払日（定例支払日） 令和８年６月３日 オ　支払遅延日数 ９日 カ　遅延利息 200 円	【学校教育課】 政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 10 条及び財務会計事務の手引きに基づき支払時期に係る見解の誤りを指摘し、適切な時期の支払について指導しました。 【春日原小学校】 早急に遅延利息を支払うとともに、学校教育課から指導を受けた支払時期とその起算日についての認識を改め、今後は適正な予算執行を行います。